

(令和 7 年 10 月 31 日作成)

(令和●年●月●日更新)

表題	作成コーナーで作成した決算書等を連携して申告書を作成したい
ファイル名	5 消費税及び地方消費税（簡易課税）

目次

1	データ保存・連携（電子申告等データ内容確認後の作業について AC1000）	2
2	確認	3
3	税目選択（作成する申告書等の選択 CC-SA-250a）	3
4	年分選択（作成する申告書等の選択 CC-SA-250a）	4
5	過年分データ確認（過去の年分の保存データ読込の確認 CC-SA-270）	4
6	ご一読	5
7	作成開始（作成開始 AC0100）	5
8	消費税コーナー（一般課税・簡易課税の条件判定等 AC0250）	6

※ 目次右側の括弧書きは、画面名称と画面番号を示しています。

1 データ保存・連携（電子申告等データ内容確認後の作業について AC1000）

決算書・収支内訳書作成コーナー

メニュー

①→②→③→④データ保存等

電子申告等データ内容確認後の作業について

入力データの保存

入力データを保存する

入力データ（拡張子が「.data」のもの）を保存しておく、消費税の申告書の作成や来年の決算書等の作成に利用することができます。

添付書類の提出準備

以下の添付書類を準備してください。

- 貸借対照表

申告書を作成する方へのご案内

住所・氏名等の情報を引き継いで所得税や消費税などの申告書を作成することができます。
継続して申告書を作成する方はいずれかのボタンをタップしてください。
作成しない方は「終了」をタップしてください。

所得税の申告書を作成する方

所得税の申告書作成開始

決算書・収支内訳書データは、所得税及び復興特別所得税の確定申告書データと併せてe-Taxへ送信します。

消費税の申告書を作成する方

消費税の申告書作成開始

消費税の確定申告書作成前に、必ず決算書等の入力データを保存してください。
保存した入力データを利用することで、収入金額などの情報を消費税の申告書に引き継ぐことができます。
入力データの保存を行う方は[こちら](#)

終了

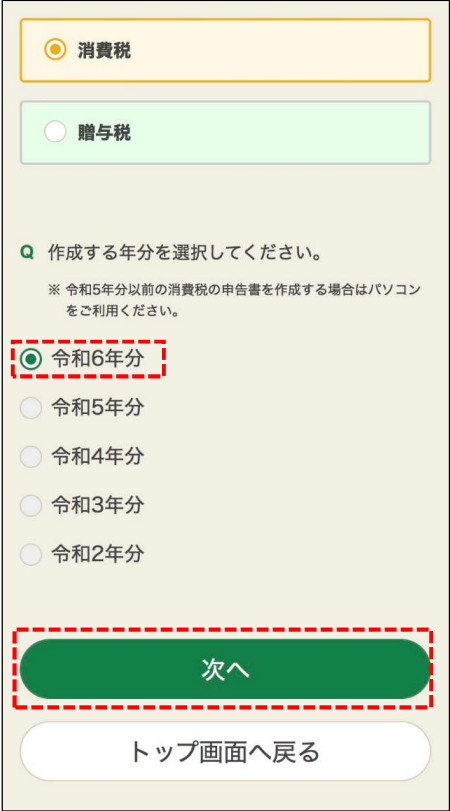
決算書・収支内訳書作成コーナーで決算書等の情報を入力し、「電子申告等データ内容確認後の作業について」画面まで進みます※。

『入力データを保存する』を押して「決算書・収支内訳書のデータ保存」画面で『入力したデータをダウンロードする』を押して決算書等データを保存した上で、前の画面に戻ります。

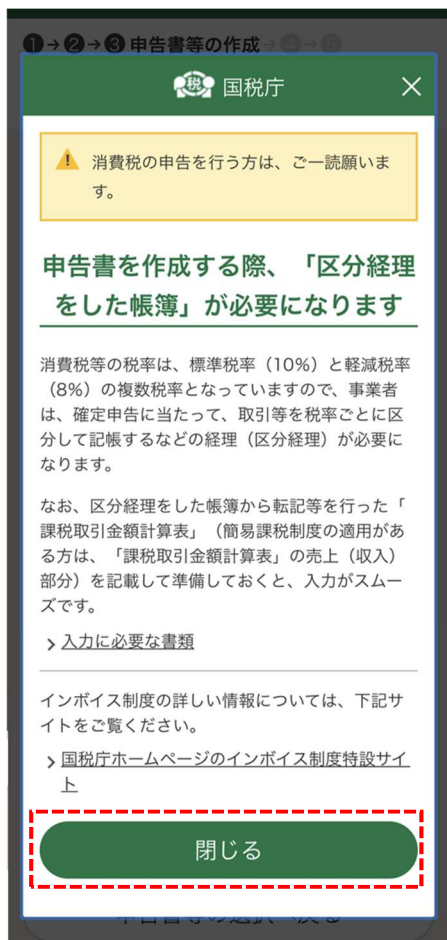
画面下部の『消費税の申告書作成開始』を押します。

※ 書面の方は、「印刷した後の作業について」画面まで進めてください。

2 確認	「確認」のメッセージが表示されます。確認の上、『はい』を押します。
3 税目選択 （作成する申告書等の選択 CC-SA-250a）	「作成する申告書等の選択」画面に戻りますので、「消費税」を選択します。

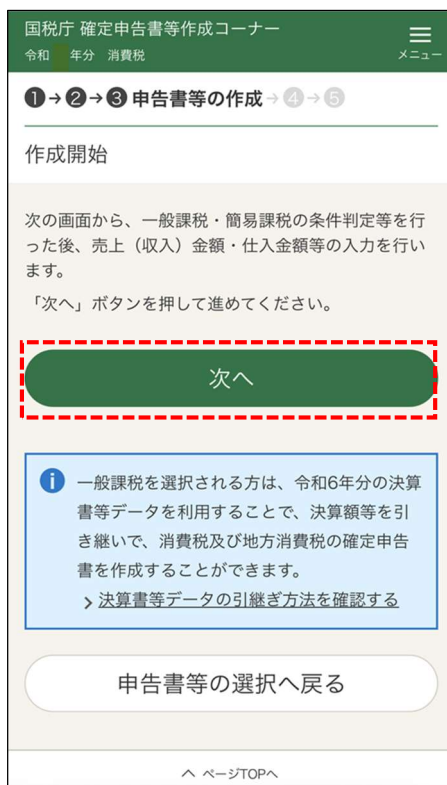
4 年分選択（作成する申告書等の選択 CC-SA-250a） 	年分を選択の上、『次へ』を押します。
5 過年分データ確認（過去の年分の保存データ読込の確認 CC-SA-270） 	「過去の年分の保存データの読込の確認」画面が表示されます。質問に回答の上、『次へ』を押します。 （※以降は、「いいえ」を選択した場合の案内となります。）

6 ご一読ください



「消費税の申告を行う方は、ご一読願います」のメッセージ画面を一読の上、『閉じる』を押します。

7 作成開始（作成開始 AC0100）



消費税コーナーの「作成開始」画面で『次へ』を押します。

8 消費税コーナー（一般課税・簡易課税の条件判定等 AC0250）

国税庁 確定申告書等作成コーナー
令和 年分 消費税 メニュー

①→②→③ 申告書等の作成 → ④→⑤

一般課税・簡易課税の条件判定等

i 災害（地震、風水害、雪害等）により被害を受けた方は、消費税法の特例を受けられる場合があります。

＞ 災害に関する税制上の措置を確認する

基準期間（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）の課税売上高を入力してください。 **必須**

＞ 基準期間の課税売上高とは

円

Q インボイス（適格請求書）発行事業者ですか？ **必須**

＞ 適格請求書発行事業者とは

「一般課税・簡易課税の条件判定等」画面が表示されますので、以降は、画面に沿って操作を進めてください。